

河川整備補助事業費(角間沢川)

1 事業概要

戸沢村蔵岡地内を流れる角間沢川は、上流に角間沢ため池があり、古くから農業用水として用いられるなど、地域へ恩恵をもたらしてきた。

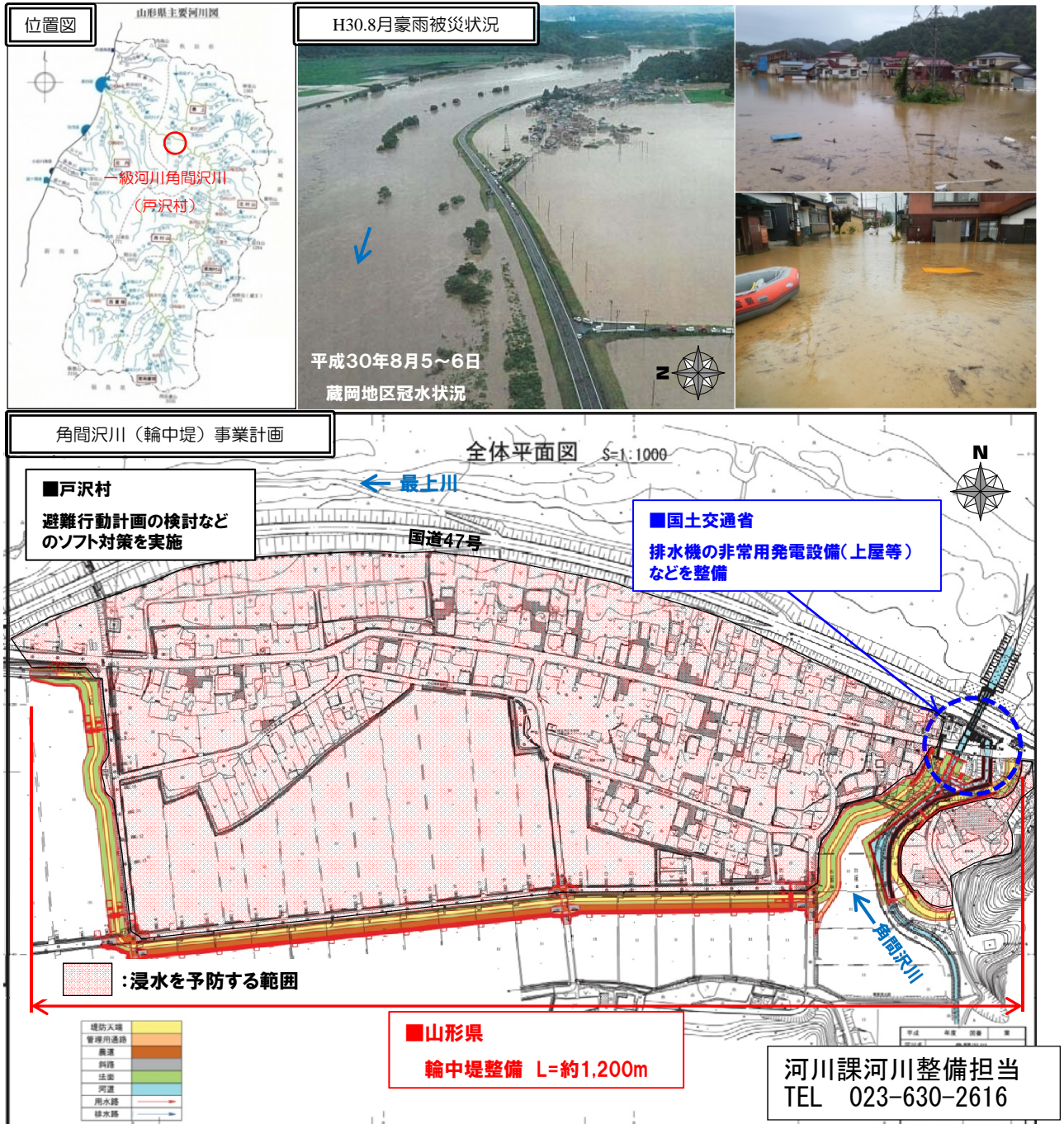
平成30年8月において2度に渡る記録的な豪雨により角間沢川が氾濫し、蔵岡地区では多くの住家が床上・床下浸水する被害が発生した。同規模の洪水に対する再度災害を防止するため、県、国及び戸沢村が連携して治水対策を実施することとしており、県は輪中堤などの整備を行う。

2 事業内容

全体計画：輪中堤

事業期間：平成31年度から令和3年度（予定）

令和2年度は、用地買収、輪中堤整備を実施予定。



地域防災力強化型土砂災害対策事業費

1 事業概要

本事業は、気候変動により全国的に頻発・激甚化する土砂災害に対し、ひとたび被害を受けると地域の防災活動や経済活動に多大な影響を及ぼす恐れのある箇所について、土砂災害対策を重点的に実施し、地域の防災力強化を図るものである。

[事業要件]

次の全ての要件に該当すること

- ・土砂災害の恐れのある区域に人家20戸以上が存在すること
- ・重要な保全対象（①要配慮者利用施設、②避難所、③重要交通網）を2項目以上含むこと

2 事業内容

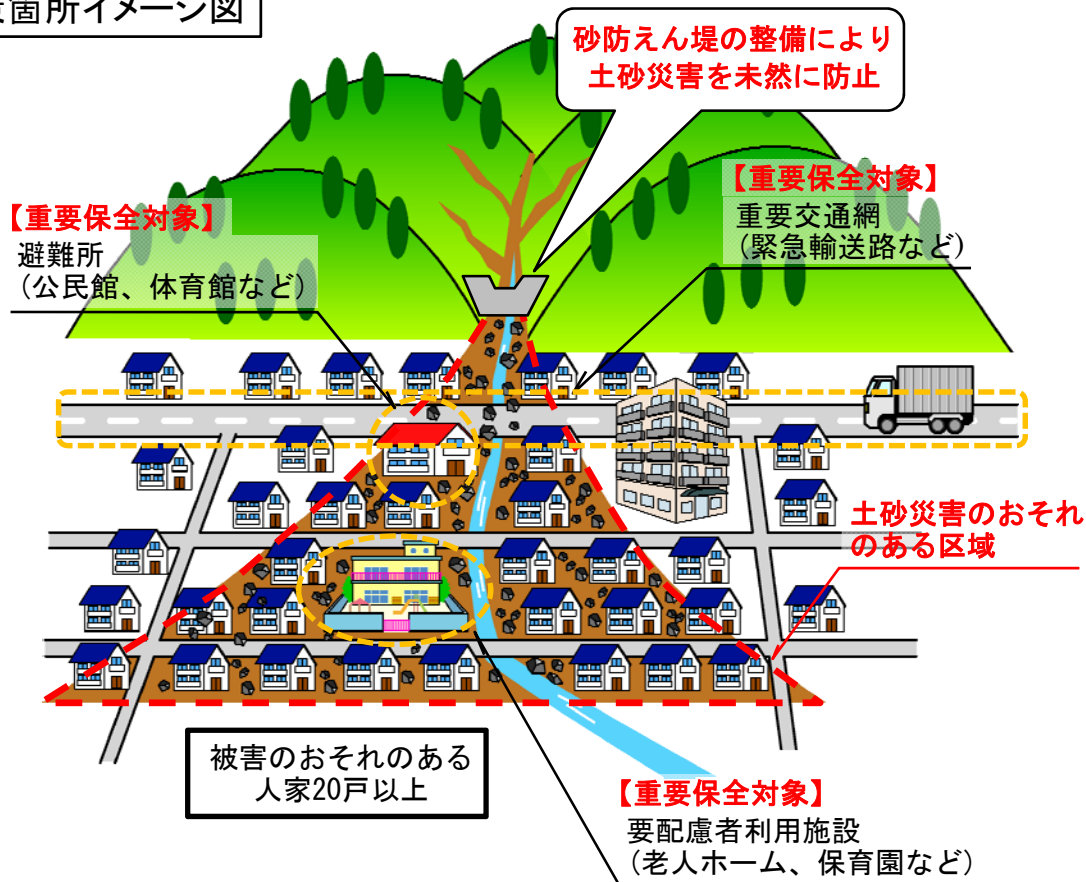
事業実施箇所：11箇所

主な保全対象：人家381戸（保全人口約1,100人）、要配慮者利用施設*10施設、指定避難所7施設、重要交通網6箇所

R2事業内容：土砂災害対策に係る測量・詳細設計を実施する
 （R2～R6にかけて集中的に土砂災害対策を実施）

※高齢者、障害者、乳幼児等の災害時における避難行動において特に配慮を要する方が利用する施設（老人ホーム、保育園など）

対策箇所イメージ図



砂防・災害対策課 砂防事業担当
 TEL : 023-630-2633

除雪オペレーター担い手確保支援事業

1 事業概要

除雪オペレーターの「高齢化」や「担い手不足」などへの対応として、新たに除雪オペレーターとなるために必要な資格取得等にかかる経費を補助し、冬期間の県管理道路の安全安心な交通の実現を図る。

2 事業内容

(1) 補助対象

- ①大型特殊免許の取得に係る費用
- ②技能講習の受講費用
- ③除雪講習の受講費用



「除雪講習会」受講風景

(2) 補助額

- (1) の①～③を併せて、50,000 (円/人) を上限に対象費用の1/2を補助する。

(3) 補助条件

- ・49歳以下(令和2年4月1日現在)で新たに(1)の①～③に関する免許取得や受講する方。
- ・補助対象となったオペレーターは、県管理道路の除雪(大型特殊免許を必要とする作業に限る)を補助金交付年度から5年継続できること。



ロータリ除雪車



除雪ドーザ



除雪グレーダ

道路保全課
管理調整担当
TEL : 023-630-2904

洪水警戒情報提供事業費

1. 事業概要

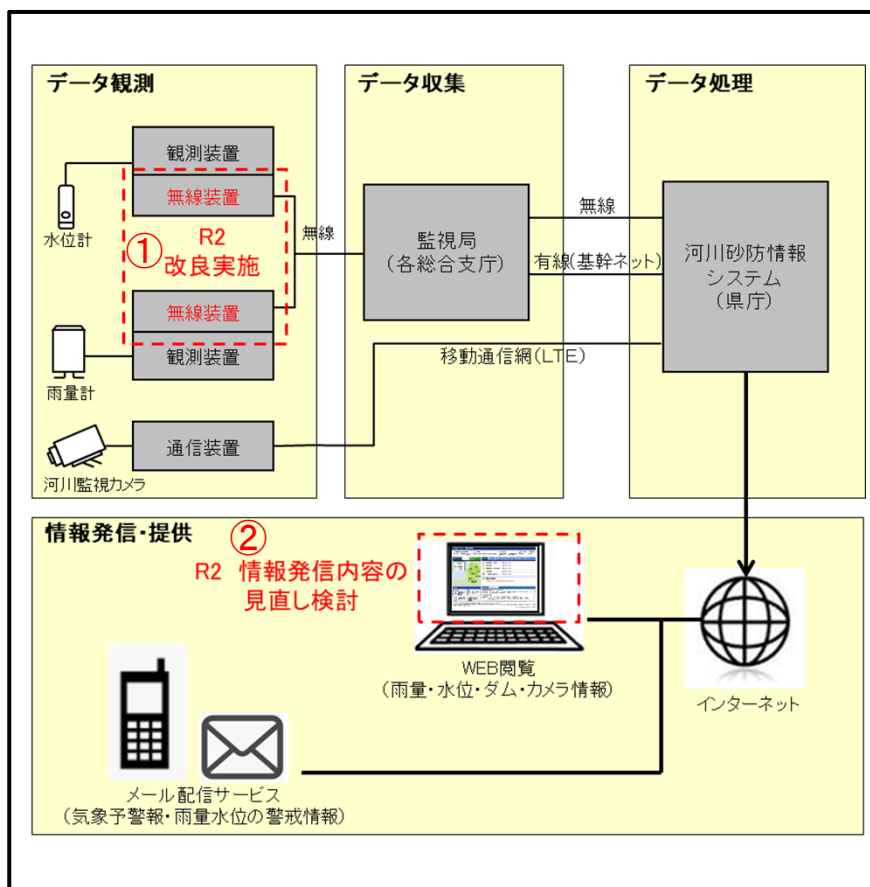
県内の雨量や河川水位等を自動観測し「山形県河川砂防情報システム」において情報提供することにより、住民の警戒避難及び市町村の円滑な水防活動を支援する。

2. 事業内容

「山形県河川砂防情報システム」は、県内に設置した雨量計・河川水位計・河川監視カメラ・ダム情報を収集し、インターネットやメール配信サービスを通じて情報提供を行う設備である。本事業では雨量計、水位計、監視カメラ等の観測施設の設置や、収集した観測データをもとに情報発信するためのデータ処理を行うシステムを整備する事業である。

【令和2年度の実施内容】

- ①雨量・水位データの収集を行う水防用無線機について、発射電波に対する技術基準（スプリアス規格）の変更に伴い、新基準に対応していない無線機の改良を実施。
- ②山形県河川砂防情報システムにおける情報伝達内容について、例えば河川の氾濫危険度を直感的に把握しやすいカメラ画像を中心に構成するなど、よりわかりやすい情報の発信・提供方法の見直し検討を実施。
- ③水位観測地点での水位の危険度を住民が容易に把握できるようにするため、量水標の整備を行う。令和2年度は県内20箇所において実施予定。



土砂災害警戒避難情報提供事業費

1 事業概要

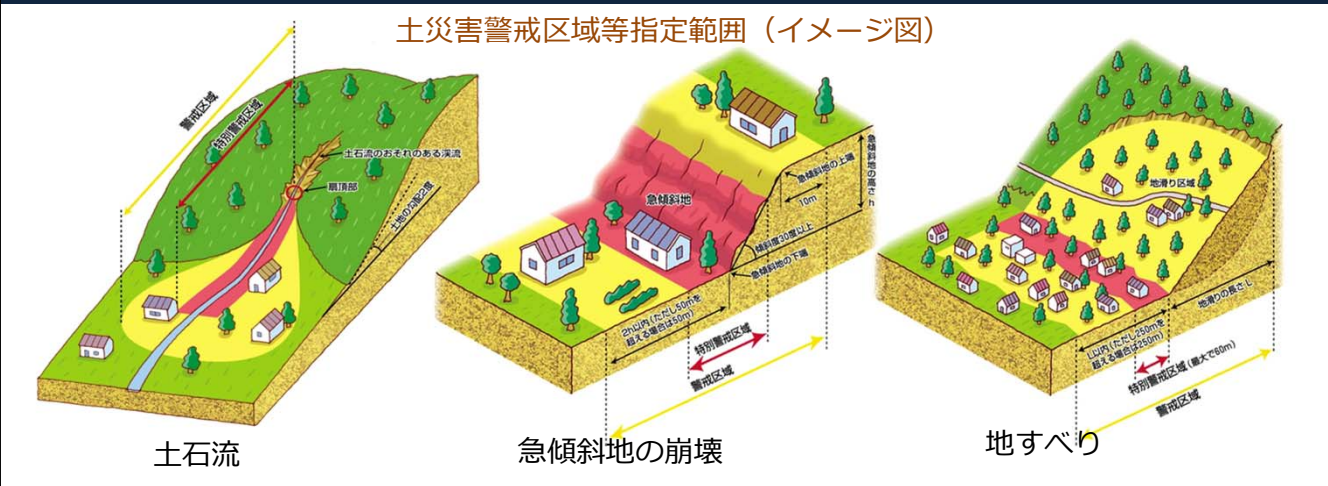
本事業は、土砂災害に対する市町村の避難勧告等の発令や住民等の自主避難に資するため、土砂災害防止法に基づき土砂災害のおそれのある区域を調査し（基礎調査）、土砂災害警戒区域等を指定するとともに、土砂災害危険度情報を提供するものである。

また、近年全国各地で頻発する大規模土砂災害において課題が浮き彫りとなった「住民の避難行動」を促す対策として、住民等が自ら適切な避難行動を行うことができるように、地域住民や小学校、要配慮者利用施設等を対象に、土砂災害に関する学習会や避難訓練等を実施し、防災意識の向上を図る。

2 事業内容

- 土砂災害警戒区域等の指定：平成28年2月に1巡目の指定完了
土砂災害警戒区域5,146箇所 土砂災害特別警戒区域3,510箇所
- 土砂災害警戒システムの整備：平成28年3月に運用開始
土砂災害警戒区域、土砂災害危険度情報等をインターネットで情報配信
- 令和2年度事業内容：2巡目の基礎調査の実施 928箇所
土砂災害広報啓発（土砂災害に関する出前授業の実施等）

土砂災害警戒区域等の指定（基礎調査）



土砂災害警戒システムによる土砂災害危険度情報等の提供

土砂災害警戒区域等

土砂災害危険度と情報警戒レベル	
■ 極めて危険	警戒レベル4相当
■ 非常に危険	警戒レベル4相当
■ 警戒	警戒レベル3相当
■ 注意	警戒レベル2相当
□ 今後の情報等に留意	

土砂災害危険度情報

砂防・災害対策課 砂防企画担当
TEL : 023-630-2614